新型インフルエンザ等対策審議会の経緯

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとはその抗原性が大きく 異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものです。多くの国民が免疫を 獲得していないことから、全国的に急速にまん延し、大きな健康被害と、深刻な社会 的経済的ダメージをもたらす可能性があります。

国は平成 24 年に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)を制定し、平成 25 年 4 月に施行しました。これは、新型インフルエンザの発生に備え、国、地方公共団体、事業者、国民等それぞれの責務を定めるとともに、国・県・市の行動計画の作成や対策本部の設置など、実施するべき内容が定められています。

参考:特措法

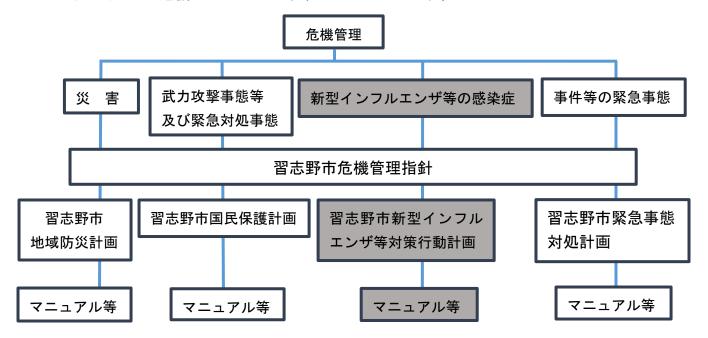
第6条 政府行動計画 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」

第7条 都道府県行動計画「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」

第8条 市町村行動計画 「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」

特措法第 8 条に基づき、習志野市においては、平成 28 年度に習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。

この習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画は、習志野市危機管理指針における4つの危機のひとつとして位置づけられています。



令和5年2月13日 令和4年度第1回新型インフルエンザ等対策審議会 健康支援課 資料1

習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画の主たる目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

行動計画は、平成 25 年度~26 年度にかけて当審議会に諮りながら、未発生期・ 海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の 5 段階に分けて、各段階におけ る対策を定めています。

平成29年度には審議会からご意見をいただきながら、習志野市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、市民への情報提供の具体的な方法について示すものとして、情報提供マニュアルを策定しました。これは、高齢者、障がい者など情報が届きにくい人に対しても、わかりやすい内容で、正確かつできるだけ迅速に情報が伝わるようにすることで、市民自らが適切な行動をとれるようにすることを目的としたものです。